

# 公告 第 631 号

## 組合規約の一部変更について

当組合規約の変更申請が別紙の通り認可されたことにより、変更することを組合規約第 50 条により公告する。

平成 28 年 2 月 17 日  
フランスベッドグループ 健康保険組合  
理 事 長 池 田 成



—記—

フランスベッドグループ健康保険組合規約第 60 条を次のように改める。

(傷病手当金付加金)

### 第 60 条

被保険者が、法第 99 条【又は法第 104 条】の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として 1 日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の 100 分の 15 に相当する額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の 100 分の 15 に相当する額を支給する。

- (1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額
- (2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額【なお、法第 104 条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、「被保険者の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替える。】

2 法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものみなす。この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項のいずれかに該当する場合支給があつたとみなされた傷病手当金の額及び本条第 1 項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。
  - ア、法第 102 条第 2 項の規定により算定された出産手当金の額
  - イ、報酬の額
  - ウ、障害厚生年金の額

(2) 法第 108 条第 4 項に該当する場合

傷病手当金付加金の全額。ただし、第 1 号ア又はイに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 施行日前の労務に服することが出来ない期間に係る傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

新旧条文対照表

新	旧
<p>第 60 条</p> <p>被保険者が、法第 99 条【又は法第 104 条】の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として 1 日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の 100 分の 15 に相当する額を支給する。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の 100 分の 15 に相当する額を支給する。</p> <p>（1）傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額</p> <p>（2）傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額</p> <p>【なお、法第 104 条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、「被保険者の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替える。】</p> <p>2 法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>（1）法第 103 号第 1 項又は法第 108 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項のいずれかに該当する場合 支給があったとみなされた傷病手当金の額及び本条第 1 項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。 ア、法第 102 条 2 項の規定により算定された出産手当金の額 イ、報酬の額 ウ、障害厚生年金の額</p> <p>（2）法第 108 条第 4 項に該当する場合 傷病手当金付加金の全額。ただし、第 1 号ア又はイに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。</p> <p>（3）（4）削除</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第 2 条 施行日前の労務に服することが出来ない期間に係る傷病手当金付の支給については、なお従前の例による。</p>	<p>第 60 条</p> <p>被保険者が、法第 99 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間が、傷病手当金付加金として 1 日につき被保険者の標準報酬日額の 100 分の 15 に相当する額を支給する。</p> <p>2 法第 108 条第 1 項から第 4 項までの規程により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規程の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。なお、この場合における支給額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）報酬の全部又は一部を受けることができるときは、報酬を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から受けることのできる報酬の額を控除して得た額。</p> <p>（2）同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金の支給を受けなければ受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から法第 108 条第 2 項の規定により算出された当該障害厚生年金の額を向上して得た額（当該受給者が同時に第 1 号に該当する場合であって当該控除して得た額が第 1 号の額を超えるときは、第 1 号の額）</p> <p>（3）同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害手当金の支給を受けることができるときは、傷病手当金付加金の額</p> <p>（4）法第 108 条第 4 項の規定に該当する者が、法第 108 条第 4 項の老齢退職年金給付の支給を受けることができるときは、当該老齢退職年金給付の支給を受けなければ支給を受けることのできた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から法第 108 条第 4 項の規定により算出された老齢退職年金給付の額を控除して得た額</p>

以 上

関厚発0217 第 91号

## 健康保険組合規約変更認可書

フランスベッドグループ 健康保険組合

平成 28 年 2 月 9 日付フランスベッドグループ 健発第  
25号で申請のあった規約の一部変更を認可す  
る。

平成 28 年 2 月 17 日

関東信越厚生局長

